

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月13日
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、ネクスト・セキュリティ株式会社(以下、「ネクスト・セキュリティ社」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ネクスト・セキュリティ株式会社
本店の所在地	東京都品川区南品川二丁目4番7号
代表者の氏名	代表取締役 仲西 敏雄
資本金の額	1百万円(平成28年3月31日現在)
純資産の額	1百万円(平成28年3月31日現在)
総資産の額	1百万円(平成28年3月31日現在)
事業の内容	ITセキュリティ製品販売、セキュリティコンサルティング、セキュリティマネージメントサービス、セキュリティバリュースervice

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

ネクスト・セキュリティ社は、平成27年12月に設立したため、直近の決算期において売上及び利益は計上されておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
ネクスト・イット株式会社	50.00
仲西 敏雄	50.00

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	特筆すべき事項はございません。
人的関係	特筆すべき事項はございません。
取引関係	特筆すべき事項はございません。

(2) 本株式交換の目的

当社はスマートフォン向けのコンテンツサービス及びソリューションを提供しており、中長期的成長に向け市場拡大の見込める分野に展開を図っております。

今日、情報システムやインターネットは、企業や組織の運営に欠かせないものとなっており、企業や組織にとって、情報セキュリティに対するリスクマネジメントは重要な経営課題のひとつとなっています。また、サイバー攻撃が高度化しているとともに、国内ではマイナンバー制度の開始により個人情報保護等、情報セキュリティ対策の必要性がますます高まっています。

このような状況の下、当社は、セキュリティ関連事業を行うネクスト・イット株式会社(以下、「ネクスト・イット社」という)とセキュリティソリューションの販売に関する業務提携契約を締結し、相互の営業基盤・事業エリアを活用し、重要インフラ・モバイル関連市場をターゲットセグメントとするセキュリティ製品及びサービスの販売・サポート・マーケティングを行っております。

この度、当社は、ネクスト・イット社の連結子会社であるネクスト・セキュリティ社を子会社化することにより、当社のスマートフォン向け事業における強みを生かし新たな市場開拓を図ることで、中長期的な事業成長を見込み、本株式交換を検討するに至りました。

当社は、本株式交換により当社が本年度より開始しているセキュリティ関連事業の広範囲な事業展開を強化するとともに、両社のリソースの共有及び有効活用等、相互の強みを生かしたシナジーの最大化を追求し、グループとしての成長戦略を強力に推進することによって企業価値の一層の向上を図ってまいります。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

平成28年5月13日に締結した株式交換契約に基づき、平成28年6月13日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ネクスト・セキュリティを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	ネクスト・セキュリティ (完全子会社)
株式交換比率	1	4.9
株式交換により交付する株式数	普通株式：245,000株	

(注) 当社は本株式交換に際して、新たに普通株式245,000株を発行し、ネクスト・セキュリティの株式1株に対して、当社普通株式4.9株を割当交付いたします。

その他の株式交換契約の内容

当社が、ネクスト・セキュリティとの間で平成28年5月13日付で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約

株式会社アクロディア（東京都渋谷区恵比寿1-20-22 代表取締役 堤純也 以下「甲」という。）とネクスト・セキュリティ株式会社（東京都品川区南品川2-4-7 代表取締役 仲西敏雄 以下「乙」という。）とは、次のとおり、株式交換契約を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、会社法第767条に定める株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行う。

第2条（効力発生日）

本件株式交換が、その効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年6月13日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、甲乙協議のうえ書面により合意することにより、これを変更することができる。

第3条（株式の割当交付）

甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載された各株主に対し、その保有する乙の株式数に4.9を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。

第4条（増加すべき資本金及び資本準備金の額）

本件株式交換に際して、増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の定めに従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（表明保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において以下の事項につき誤りがないことを表明及び保証する。

1.（設立と存続）

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有する。

2.（財政状態）

乙は、支払停止の状態ではない。また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の法的倒産手続の開始の申立はされておらず、これらの法的倒産手続の開始原因となる事実はない。

3.（株式）

乙の授権株式数は、普通株式10万株であり、そのうち発行済株式の総数は5万株であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式である。これらの普通株式を除き、対象会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他潜在株式は存在しない。何人も、乙に対して、乙の株式、新株予約権、新株予約権付社債を取得する権利を有していない。また、発行済株式のすべてについて先取特権、質権その他の担保権、請求権等その他一切の負担は存在しない。

4.（株主名簿）

乙の株主は、甲に提供された株主名簿のとおりであり、名義株主又は他人名義の株主は存在せず、株主に反社会的人物は存在しない。

5.（乙の財務状態）

乙は、甲に提供された財務諸表その他の決算書に記載されている資産、負債を、適正に保有している。

6. (法令の遵守)

乙並びにその役員及び従業員は、法令、規則、条例、通達、政府当局の命令等を重要な点において遵守してその営業を行っており、乙の資産、負債、事業又は営業に重大な悪影響を及ぼすような行為は行っておらず、行うべき行為の不作為はない。

7. (未払い給与等)

乙は、その従業員に対して未払いの賃金、時間外手当、社会保険料などの労働契約に関する債務は存在しない。

8. (第三者の権利の侵害)

乙は、第三者の特許権、実用新案権、商標権、著作権、意匠権等を侵害していない。

9. (訴訟及び手続)

()乙に対する裁判所、監督官庁その他の当局の命令、判決、差止命令で現に効力を有するもの、及び()乙に対する訴訟若しくは保全又は行政上若しくは仲裁の手続で係属中のもの又は()若しくは()にいたるおそれのある事由は存在しない。

10. (税金)

乙は、国内及び海外の適用法令の下で必要となる税務申告の全てを、遅滞なく該当する税務当局に対して行っており、納付期限の到来した全ての税金は支払済みである。乙の事業、財産、資産に関し税務上の差押、保全差押その他の滞納処分は存在せず、また、かかる差押、保全差押その他滞納処分を受けるおそれのある事由は存在しない。

11. (資産)

乙は、乙の所有の資産に関する一切の管理処分権限を保有し、かつ所有権及び賃借権にかかる対抗要件を具備している。これらについて、訴訟、調停、仲裁その他形式を問わず係争は一切存在しない。

12. (正確な開示)

乙は、甲に対し、重要な事実を全て開示している。また、乙から甲に開示された事実(提出された情報、書類、磁気テープ、コンピューター・テープその他の種類の記録媒体を含む)について、重要な点で虚偽であったり、又は誤解を招くおそれのあるものはない。

第6条(株式交換承認総会)

1 甲は、会社法第796条3項の定めにより、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。

2 乙は、平成28年6月10日までに、株主総会を招集し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する決議を求め、承認を得る。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により変更の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ、開催日を変更することができる。

第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行わない。ただし、相手方の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第8条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

1 本契約締結の日から株式交換の日までの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙協議のうえ株式交換条件を変更し又は本契約を解除することができる。

2 前項により変更、解除がされた場合、甲及び乙は互いに損害賠償の請求をしない。ただし、甲又は乙の故意、重過失に起因する場合を除く。

第9条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙の協議のうえ決するものとする。

第10条(適用法と管轄)

本契約に関する解釈及び紛争に対しては日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

後日の証として本書面2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年5月13日

甲 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
株式会社アクロディア
代表取締役社長 堤 純也

乙 東京都品川区南品川二丁目4番7号
ネクスト・セキュリティ株式会社
代表取締役社長 仲西 敏雄

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するために、当社は第三者算定機関として株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（以下「ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー」といいます。）に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、株式価値の算定に際して、当社の株式価値については市場株価法を、ネクスト・セキュリティについては、DCF法、類似上場会社法及び純資産法を採用し、これらの評価結果を勘案した株式交換比率の算定結果を当社に提出いたしました。

当社は、ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向等を勘案の上、ネクスト・セキュリティとの間で真摯に協議・交渉を行いました。その結果、前述「(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断しました。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アクロディア
本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
代表者の氏名	代表取締役社長 堤 純也
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	スマートフォン向けサービス・ソリューションの提供

以上